

午後二時四分開会

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 本日は、お忙しいところをお集まりをいただきまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

先日、衆参正副議長四者で打合せを行いました。その結果、全体の会議につきましては、衆議院副議長である私、玄葉が会議の進行役を務めることになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、これまでの経過について改めてお話をいたしますと、令和四年一月に、立法院は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けました。その後、昨年五月から各党各会派間の議論を本格化させ、全体会議を二回開催した後、各党各会派から個別の意見聴取を行い、九月には、諸般の政治情勢を踏まえ、衆参正副議長として政府に対し中間報告を行いました。

中間報告の内容はお手元に配付している資料のとおりですが、同時に、これまでの会議の議事録についても、衆参のホームページ上で全て公開をしたところであります。

昨年十月の総選挙を経て、衆議院は新たな会派構成となり、また、参議院議長に関口議長が、衆議院副議長には私が、新たに就任したところであります。

先般、衆参正副議長四者で相談をし、本件について議論を再開することとし、立法院の総意の取りまとめに向け議論を尽くすべく、本日お集まりをいただきました。

なお、中間報告後、新たに議席を獲得をされた日本保守党からは、先日、個別の意見聴取を行ったところであり、ここでは、ここで衆参正副議長から御挨拶をいただきたいと思います。

額賀衆議院議長、よろしくお願いたします。

○衆議院議長（額賀福志郎君） 昨年の総選挙後も、皇室の在り方、そして、特に安定的な皇位継承は、国家の基本に関わる重要な事柄でありますので、慎重かつ丁寧を検討を進めていきたいと思っております。皇族数が減少する中で、先送りすることができない喫緊の課題でもあるわけであり、

これまでの議論の中で各党各会派の意見は正式に表明されており、お手元に資料が配付されております。ここからは、お互いの意見を踏まえて、そして、調整、歩み寄りの段階に入っていくものと考えております。その上で、可能な限り早期に意見の取りまとめを行っていきたくと思っております。本件は先送りのできない喫緊の課題であり、今年夏に参議院選挙があることも踏まえまして、是非、この常会中に結論を出せるように、各会派とも御協力をいただくように心からお願いを申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願申し上げます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 額賀議長、ありがとうございます。 それでは、関口参議院議長、御挨拶をお願いします。

○参議院議長（関口昌一君） 参議院議長の関口昌一でございます。

現在私たちが取り組んでおります課題は、まさしく我が国の在り方に関わる大変重要なものであります。各党各会派の皆様には、これまで本当に多くの御尽力をいただいていること、改めて感謝を申し上げます。

皆様からお示しいただいた貴重な御意見を踏まえつつ、立法院としての総意を見出すべく、より一層議論を深め、鋭意取組を進めていきたいと思っております。引き続き、皆様方の御協力のほど、よろしくお願申し上げます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 関口議長、ありがとうございます。

次に、長浜参議院副議長からも御挨拶をお願いします。

○参議院副議長（長浜博行君） 長浜博行でございます。

安定的な皇位継承の在り方を考える際には、日本国憲法第二条の「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」ということを強く意識せざるを得ません。「国会の議決した皇室典範の定めるところにより、」とあるように、立法院の一員としての職責の重要さを各党各会派の皆様方と共有したいと思っております。

日頃の御精励に感謝申し上げます、今後とも御指導のほど、よろしくお願いたします。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 長浜副議長、ありがとうございます。

私からも一言申し上げますが、本件は極めて重要な課題でございます。立法院としてしっかり議論していく必要があると考えております。

一方、皇室が置かれている現状を鑑みるに、決して時間に余裕のある状況ではないと思っております。時間は有限であります。私自身、汗をかいて、議論の取りまとめに注力していく所存でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、衆参正副議長四者の協議の結果、全体会議におきましては、細目的、技術的な事項について政府の見解を聞く必要がある場面も想定をされますので、今後も、政府のしかるべき立場の者に出席を求めることになりました。

本日御出席をいただいているのは、内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官山崎重孝君及び内閣官房皇室典範改正準備室長溝口洋君、基本的には、お二方、今後も陪席をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは次に、本日から新たに議論に加わられた方もいらっしゃいますので、これまでの議論における各党各会派の意見の要点について、橋衆議院法制局長から説明を聴取したいと思います。橋法制局長、よろしくお願いをいたします。

○衆議院法制局長（橋幸信君） 衆議院法制局の橋でございます。

本日は、額賀衆議院議長、関口参議院議長、玄葉衆議院副議長、そして長浜参議院副議長、この四者の体制の下で、先生方が御議論を再開されるに当たって、改めて、これまでの御議論の概要とその到達点について御報告をさせていただくこと

になりました。大変にお耳汚しとは存じますが、よろしくお願いを申し上げます。

冒頭、玄葉衆議院副議長から御言及がございましたように、昨年五月から本格化した御議論においては、各党各会派から様々な御意見が開陳されてまいりました。それらの御意見について、私も衆議院法制局と衆議院憲法審査会事務局において整理、取りまとめましたのが、お手元配付の各党各会派の意見の要点、一覧表でございます。一つの政党、党派について二ページにまたがって、

衆参の十三の政党、党派の御意見を、その趣旨を損なわないように取りまとめたところでございませぬけれども、全体でA3八ページほどの大部なものになってしまいました。何とぞ御容赦願います。

最初に、本資料冒頭の総論部分及び末尾の議論の進め方の部分にまとめました各党各会派の御意見の要点について、その背景事情を御説明申し上げておきたいと存じます。

この意見の要点、一覧表は、政府の有識者会議報告書を念頭に置きつつ、初回の全体会議で示されました衆参正副議長の主な論点に沿って論点設定をし、その上で、各党各会派の御意見をできるだけ対比可能な形で要約しつつ一覧表にまとめたものでございますけれども、この論点設定が適切か、その前提となっている有識者会議報告書それ自体が衆参の附帯決議に沿ったものと言えるのかといったそもその問題点を指摘される御意見もございませぬ。

私どもとしては、衆参正副議長から示された主な論点に基づきつつ、総論や議論の進め方の欄に

おいて、そのようなそもその問題点を指摘する御意見についても、国会職員として、公平中立かつ客観的に要約し掲載しているつもりでございます。

ただし、これ自体が一つの論点になっていることも事実ですので、このような事情を御理解いただいた上で、まず、この総論及び議論の進め方に掲載した各党各会派の御意見の要点に関して、二つの論点を取り上げて御報告申し上げたいと存じます。

一つは、政府の有識者会議報告書の位置づけについてです。その背景には、天皇や皇室、皇族の方々に関する問題、これに関する国会と内閣の権能と責任、その役割分担について、どのように理解するかという論点がございませぬ。この論点は、退位特例法のときに重要な問題として認識され、その御議論を通じて共通認識が醸成されていた論点でもございます。

多くの先生方にはまさに釈迦に説法で恐縮ではございますけれども、ここで、参考資料として配付させていただいているA4一枚紙の退位特例法案に対する衆参の附帯決議及び参照条文を御覧いただきたいと存じます。一覧表の後ろに小さくついている資料でございます。

この附帯決議では、一において、安定的な皇位継承を確保するための諸課題と女性宮家の創設等、この等の中には皇統に属する男系男子の養子縁組なども含まれていると理解されてまいりましたが、この二つの課題について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であ

るとの認識の下で、速やかな検討の必要性が述べられていきます。同時に、その検討の段取り、プロセスについては、まず、政府において皇族方の御事情等を踏まえて検討を行い、国会に報告することとした上で、次の二において、この報告を受けた場合に、国会において立法院の総意が取りまとめられるよう検討を行うとしていくとされています。

このような検討の構造、プロセスは、一つ、日本国憲法第一条において天皇の地位は主権の存する日本国民の総意に基づくこととされていることと鑑みて、天皇や皇室に関する事項については国民代表機関である国会において国民の総意に代わり得る立法院の総意を取りまとめ、国会こそが基本的な方向性と枠組みを定めるべきであること、かつ、その取りまとめに当たっては、皇室会議の議員でもいらつしやる衆参正副議長を中心に取りまとめるのがふさわしいこと。二つ、他方では、憲法第三条以下において天皇の国事行為は全て内閣の助言と承認の下に行うとされていること、また、内閣は宮内庁等を通じて皇族方の御事情等を知り得る立場にあることなどに鑑みて、天皇や皇室に関する事項についての具体的な制度設計は、国会の定めた枠組みの範囲内で、第一義的に内閣において検討されるのが適当であること。この二つの要請が含意されているものと存じます。

すなわち、天皇及び皇室に関する法律案の立案に当たっては、衆参正副議長四者を中心としつつ、国会と内閣の協働の下に取り運ばれていくことが、憲法第一章の条文構造の趣旨に照らして要請されているものと思料するところでございます。

このことを前提とした上で、改めて意見の要点、一覧表に戻っていただき、有識者会議報告書の位置づけに関する各党各会派の御意見を見てまいりたいと存じます。

まず、一ページの立憲民主党の御意見では、有識者会議報告書は、附帯決議の要請した第一の課題である安定的な皇位継承策などについて十分に応えているとは言えない、しかし、差し戻せないでこれを前提にやるしかなく、万やむを得ないと述べられ、また、三ページの共産党の御意見では、この論点整理や有識者会議報告の重大な問題は男系男子継承が不動の原則になっていることであると、附帯決議に基づいて女性宮家や女性・女系天皇についても正面から検討すべきと指摘されています。五ページの社民党、七ページの沖縄の風の先生方からも、女性・女系天皇に関する議論を望む御意見が述べられています。

他方、三ページのれいわ新選組の、このテーマを他の議題よりも優先して議論すべき理由が見出せないといった御意見もございました。

これに対して、自由民主党からは、二ページ末尾の議論の進め方の欄に掲げましたように、政府の有識者会議報告に基づいた項目による整理は妥当との御意見が述べられておりますし、同趣旨の御意見は、維新、公明、国民、有志、参政党、N党の先生方からも述べられているところです。

次に、総論に関するもう一つの論点は、個別具体的な項目を検討する大前提として、悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないということについてどう考えるかという論点

です。

これについては、三ページの共産党の、具体的な問題には言及しないとの御趣旨の御意見や、同じく三ページのれいわ新選組の、国民的議論に基づいた再検討が必要との御意見、五ページの社民党の、党として議論をしていないとの御意見もございしますが、七ページの沖縄の風のように、全体の結論がそうならば拒否しないとの御意見も含めて、ほとんどの政党、会派からこれに賛同する御意見が述べられているところです。

以上、二つの総論的論点を確認した上で、次に、有識者会議報告書で言及されている皇族数確保のための具体的な提案に対する各党各会派の御意見の要点を見てまいりたいと存じます。

まず、政府の有識者会議報告書の第一案、女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持についてであります。一覧表では、1の総論に続いて、2と番号を振った論点項目になります。

その(1)、この論点に対する賛否の部分について見てまいりますと、三ページのれいわ新選組のように、問題がある、皇族数に見合った公務負担の見直しが必要とか、五ページの保守党のように、男系男子による皇位継承が崩れかねない問題のため拙速に決めてはならないとして、不同意との御意見もございしますが、三ページの共産党の否定しないとか、七ページの沖縄の風の皇族数確保のためであれば認めるといった御意見、同じく七ページのN党の条件付賛成なども踏まえれば、積極、消極を含めてこれを認める御意見が圧倒的に多数であり、この論点については、ほぼ共通認識が形

成されつつあるようにも思われます。
ただし、この論点についての最大の課題は、次の(2)に掲げる配偶者及び子の皇族の身分についてでございます。

配偶者及び子は皇族の身分を持たないとするところが考えられると有識者会議報告書に賛同する御意見が多く述べられておりますけれども、他方、一ページの立憲民主党からは、これに対して憲法上の疑義が提起されているほか、同じ家庭内に皇族と一般国民がいることの是非といった問題点の指摘もなされておりますし、三ページのれいわ新選組や五ページの社民党からも同趣旨の御意見が述べられておりますので、いまだ共通認識が醸成されているとは言い難い状況にあるようにも思われます。

それを踏まえて、維新、国民、有志、N党の先生方からは、歴史上の准三宮とか准三后のようないわゆる准皇族の例に対する言及をした上で妥協策を模索する御発言もあり、実際に、幾つかの政党からは、まず、与党と立憲民主党との間で立法院の総意構築に向けた歩み寄りの努力をすべきといった御発言も個別ヒアリングなどでは述べられているところではございます。

次に、有識者会議報告書で提案されている第二案、皇統に属する男系男子、具体的には旧十一宮家の男系男子を養子に迎えることについてです。

一覧表では、偶数ページの上欄で3と番号を振った論点項目になります。これについては、まず、二ページで立憲民主党から、憲法上の問題や養子の対象となり得る方々の意思確認の問題など

が指摘されているほか、共産、れいわ、社民、沖縄の風の先生方からも、国民の理解が得られないとか、端的に反対との御意見も述べられているところではございます。

他方、二ページの維新の会のように、第一案以上にこの第二案を高く評価する御意見や、六ページの保守党のように、皇族数確保のためには何よりも養子縁組を可能にする皇室典範改正を急ぐべきとの御意見もございます。また、自民、公明、国民、参政党、N党からも、これに賛成する御意見が開陳されているところでございます。ただし、同じ賛成でも、六ページの有志の会のように、限定的に認めるべきとの御意見も見られるところではございます。

なお、政府の有識者会議報告書で提案されている第三案の、皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とすること、一覧表の論点項目では4になります。これについては、国民の理解が得られるかといった問題や憲法上の問題などの指摘も多く、いまだ各党各会派の御意見を整理する段階には至っていないように存じます。

以上、るる述べてまいりましたが、このような各党各会派の御意見の要点を、衆参正副議長において極めて簡潔かつ正確に三項目に取りまとめられたのが、冒頭、玄葉衆議院副議長からも御説明がございました。昨年九月二十六日の中間報告でございます。

改めてその内容を御紹介し、私からの報告の締めくくりといたしたいと存じます。
お手元配付のA4一枚紙の、立法院の対応につ

いての中間報告を御覧ください。中ほどに(1)から(3)まで三項目にわたって記述されている箇所でございます。

まず、(1)として、悠仁親王殿下までの皇位継承の流れはゆるがせにしてはならないことについては、おおむね賛同する意見が多く述べられたと整理されております。

次に、(2)として、女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持については、喫緊の課題として認める方向でおおむね共通認識が得られたのではないかと史料すると述べられた上で、しかし、その配偶者と子の身分については様々な意見が述べられたとの認識が表明されています。

最後に、(3)として、皇統に属する男系男子を養子に迎えることについては、積極的な意見も多く述べられたが反対論もあった、このような中間報告がなされているところでございます。

以上、冗長になりましたが、私からの御報告は以上です。

御清聴ありがとうございました。
○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 橋法制局長、
ありがとうございます。

次に、今後の進め方について協議を行いたいと思っておりますが、まず、事前に衆参正副議長四者で相談をした内容についてお伝えをいたします。

先ほど橋法制局長から説明がありましたように、これまでの会議の中で各党各会派の意見は明らかになっていきます。既に、多くの会派間で合意できる内容も幾つか判明してきているというふうになっております。

ここから先は、見解が分かれている事項、いまだ議論が尽くされていない事項について、お互いに意見交換を行う中で、議論の収束に向けて詰めの協議を行っていく段階になろうかと思えます。

つきましては、今後は論点を絞って議論を行うこととし、二月、三月あたりで複数回、全体会議を行うこととしたいと思います。次回以降、女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について、さらに、皇統に属する男系男子を養子に迎えることについて、これを論点として順次議論を行うこととし、その後は必要に応じて開催をしていきたいと思えます。

議論につきましては、自由討議のような形で、お互いに意見交換を行っていただければと思えますけれども、是非とも、立法院の総意の取りまとめに向けて御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

会議の日程につきましては、今後調整いたしますが、皆様お忙しいと思いますので、御都合に応じて欠席や差し替えも柔軟に認めることにいたします。

また、議事録につきましては、今後は会議終了後その都度公開することといたします。若干の精査は必要と考えておりますので、議事録作成後、事務方を通じて各党各会派における確認の機会を設けます。速やかに公開できるようにするために、迅速な御確認をお願いしたいと思います。

なお、先ほど橋法制局長の説明の際に使用した資料についても公開することとして、会議終了後の記者会見で配付するとともに、衆参のホームページ

に掲載することしたいと思います。

以上、今後の進め方についてということでございますけれども、この進め方に関して、特段、御意見のある方がいらっしゃいましたら御発言をいただきたいと思います。論点についての具体的な言及はこれから、それぞれ順次行いますので、今日のところは進め方についてということで、特段の御意見がある場合、御発言をいただければと思います。

発言を希望される場合は、お手元にある名札をお立てをいただきたいと思えます。発言が終わりましたら、名札を戻していただくようお願いいたします。

では、立憲民主党。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） 論点、二つに絞ってということ、ありがとうございます。

自由討議の仕方についてお尋ねいたします。今までの全体会議では、各党各会派がそれぞれ意見を述べるという形で、それが一巡すると相当の時間がかかります。この自由討議は、自由な発言というイメージでよいのか、それとも、各党各会派が一樣に発言をしてというような回し方にするのか、どのようにお考えでしょうか。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 私どもが今考えておりますのは、基本的に、今、馬淵議員がおっしゃったように、全員が発言をしているとほとんど時間がなくなっちゃいますので、基本的にはその論点に意見のある方に話をさせていただくということにしたいと思います。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） 承知しました。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） それでは、国民民主党さん。

○衆議院議員（玉木雄一郎君） ありがとうございます。

御説明も、丁寧な振り返りも、ありがとうございます。

橋局長から話があった中の参考資料についている附帯決議をもう一回御覧いただきたいんですが、その一番最初に、「女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題である」ということが書かれてあります。これが決まったのは二〇一七年、平成二十九年で、あれから八年の月日がたとうとしています。

そして、例えば、ちよつと御尊名を申し上げて申し訳ないんですけども、佳子様は三十歳を迎えられましたし、あれから月日もたっている、年齢も経ているということを考えて、改めて、スピード感を持つて、もちろん、慎重に検討しなければならぬ課題でありますけれども、一定の時間的なめどを持ちながら議論することが必要ではないかということはある程度はあえて申し上げたいと思えます。

その上で、幾つか案がありますが、やはり第一案の、御結婚を機に皇籍を離脱されるという今の女性皇族の方をどうするのかということが急がれる問題だと思います。その上では、報告の概要の中の②の②、女性皇族の身分保持についてはある程度合意が得られるのかなと、その際に、配偶者と子の身分についてがやはり分かれている論点だ

と思います。

特に、野党第一党の立憲民主党さんの主張と与党第一党の自民党さんの考えがここは大きく異なる点と、この点については何らかの形で、こういった大衆討議じゃなくても結構です、やはり立法院にいる多くの者が合意ができません、やがて前に進むことと必要だと思えますので、形式等については議長、副議長にお任せします、この論点については速やかに結論を得ることが必要ではないかと思えます。

是非、ここについては拡散することなく、大変重要かつ急ぐ論点だと思えますので、この点についての早急な結論を得ることをまず急いでいただきたいし、そのことについて積極的に貢献をしてみたいというところを、我が党を代表して申し上げさせていただきます。と思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 日本共産党さん。

○参議院議員（小池晃君） ありがとうございます。

議論の進め方なんです、これはもう最初から私ども申し上げてきたんですけれども、やはり、各党各会派の意見を聞く前から議長が政府の有識者会議の報告に沿って主な論点というのを示す、その論点に沿って議論するというやり方は、ちょっとやはり強引過ぎるのではないかということをおっしゃってまいりました。こういったやり方は白紙に戻して、国会として、附帯決議に基づいて主体的に議論を行うべきだということを、この間、議長にも申し上げてきた経過があるかと思えます。

にもかかわらず、今日、先ほどの御提案でいうと、更に論点を絞って議論するということになり、ますますそういう方向に限定した議論になつてしまふということ、そういう議論のやり方については、私どもとしては同意することはできないということをおっしゃりたいと思えます。

やはり国会の附帯決議は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設について検討を行うということをおっしゃるわけ、その附帯決議に基づく検討を行ったはずの有識者会議が、なぜ男系男子を不動の原則としたのか。やはり附帯決議に基づく議論、すなわち、女性宮家、女性天皇、女系天皇についても正面から検討すべきだというふうにも考えておりますので、そうした議論をすることを求めたいというふうに思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 有志の会さん。

○衆議院議員（福島伸亨君） 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

冒頭の額賀議長、調整、歩み寄りの段階に入ってきた、常会中に結論を出せるように努力するという方向、あるいは先ほど玄葉副議長がおっしゃった議論の進め方の方向は、私は妥当だと思っております。

その上で、昨今の様々な皇室等の報道を拝見いたしますと、やはり、おおむね結論が得られたことは、もう衆参両院の結論として出されていんじゃないかと思えます。具体的に申し上げれば、悠仁様までの皇位継承はゆるがせにしない。この問題を、多くの国民の皆さん方は、この検討の場

の結果、明日にも愛子天皇が決まるんじゃないかみたいな、そうした感じの報道もありますので、私は、決まったことはしつかり合意として速やかに出していくことが必要であると思えますので、そうした対応をお願いできればと思えます。以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 社民党さん。

○参議院議員（福島みずほ君） 今日の説明も、そして御努力も、本当にありがとうございます。

立憲民主党が、有識者会議報告書は附帯決議の要請に十分応えているとは言えないと言います、そして共産党が、やはり有識者会議に引きずられ過ぎずに、国会として附帯決議に沿った根本的な議論をすべきだと言うことに賛成です。

女性宮家、女性天皇、女系天皇ということの極めて根本的な問題を、なぜ国会は議論をしないのか。まさに、皇位継承についてこれだけの少数政党も呼んでいただいて本当に議論する意味は、これはやはり多数決やそういうことで決めるのではなく、みんなでもやぱりちゃんと丁寧に議論すべきだということにあると思えます。

女性天皇を認めてもいいというのは、世論調査では八割ぐらい、八割を超しております。国民の意思を尊重しながら、国会の中に、各政党で意見が違ふことは理解をしております。しかし、有識者会議は国会の上にあるものではありません。国会は、まさに国民の負託を受けて、政党間で意見は違ふかもしれないけれども、やはりきちっと根本的な議論も含めてやるべきで、有識者会議が設定した論点は極めて狭過ぎる、それをまた狭める

というのは問題であると思います。

社民党は、女性宮家の創設に賛成ですが、女性天皇や女系天皇を一切認めずに、単に男性天皇を支えるための女性の皇族を拡大するという方向は違うのではないかと、あるいは思っています。

是非、国会の上にも識者会議があるのではない、まさに憲法の下にあり、そして国会が様々な国民の皆さんたちの意見を踏まえて議論をする、そのときには、多数決ではなくて、やはり、こういう問題は非常に恣意的に、あるいは強引にやるべきテーマではありませんから、徹底した議論をやっていたいただきたいということを申し上げます。

この会議が、女性天皇、女系天皇や、それは、結論として物すごく議論してやはり認められないということはある得るかもしれないけれども、なぜ、そういう議論を一切せずに、単に結婚したら女性だけ皇族でとにかくあり続けるということの議論をするのかというのには理解ができません。是非よろしくお願いいたします。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） れいわさん。

○衆議院議員（上村英明君） 今日はどうもありがとうございます。れいわ新選組の上村と申しませう。

今、議論の中で一番大事なことは何かというと、やはり、天皇制が安定してこの社会の中に根づくためには国民がどれだけ納得するかという論点を我々は忘れてはいけないと思います。

その意味では、丁寧にこれをやるという意味では、共産党とか社民党の方もおっしゃられたように、やはり国会で基本に戻って議論をして、それ

を国民に見せていくというプロセスなくして、天皇制がこの社会にきちんと安定するかという問題は達成できないのではないかなというふうに思います。

その意味でも、是非議論をきちんと国会でやっていたいただきたいというのが我が党の意見であります。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 日本保守党さん。

○衆議院議員（河村たかし君） 保守党の河村でございます。

私も、女性の婚姻後については、今のを継続すべきだと。やはり国家においては伝統を守っていくというのが非常に重要な要素なので、それを強く申し上げたいと思います。

それから、これはちよつと話のプロセスでは是非頭に置いておいてもらいたいのは、何年か前に、名古屋、愛知でトリエンナーレというのをやられました、そこで昭和天皇の写真をバーナーで焼いて足で踏んづけると。こういう展示に国税、県税、名古屋、愛知でトリエンナーレというのをやられました、そこで昭和天皇の写真をバーナーで焼いて足で踏んづけると。こういう展示に国税、県税、名古屋市税が使われるということで、名古屋市として正式に、これは税金ですよ、税金を使って、それとまた、公的なところでやったということ、絶対いかぬと言ったんですけれども、何と最高裁判所が、結論は棄却、名古屋市の主張は。それで終わりです。

だから、今、こういう議論をやはりやっていかないかぬですけれども、しかし、現実の日本の中で、伝統とか、それから税を使ってそういうことをやるということについて、余りにちよつと、僕

は物すごい危機感を持っていますね、国家の将来について。

そんなことでございますので、是非そういうこともお願いします。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 進め方ね。進め方に絞ってお話を伺いたいと思います。

○衆議院議員（河村たかし君） 進め方の根底にそういう気持ちを置いていく、くださいということ

です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 沖縄の風さん。

○参議院議員（高良鉄美君） 沖縄の風の方から一言。

やはり、この皇位継承問題というのは、皇室典範、憲法、どっちが上なんですかといつたときに、明治時代は皇室典範と憲法はほぼ同じですが、あれは、天皇大権があったので、皇室典範はアンタツチャブルでした。

しかし、今は皇室典範というのは法律ですよ。そして、国会で決めていくということなので、やはり、法の支配ということの本当に考えるなら、

憲法の中の平等の問題とか、それから国際社会の問題もそうでしょうし、これは、戦前の皇室典範の考え方をそのまま持つてきて今議論しているのかと思うぐらいなんです。そうじゃなくて、やはり憲法に基づいて、今こそむしろ、国際社会の中でも皇室典範を考えるべきだろうと思います。

それから、もう一点だけ言いますと、国際社会の方からも勧告がありましたね、女系天皇の話をしていないといけない。それに対して、国連に対しての拠出金を、もうこういうことを言うところ

ろには上げないというようなことを政府が言い始める、これはまさに、もう女系天皇の話をしてはいけないというようなことになってしまっているので、進め方として、きちんと手順を踏まえた上でやってほしいと思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 公明党さん。

○衆議院議員（斉藤鉄夫君） 今後の進め方ですけれども、先ほど玄葉副議長がおっしゃった今後の進め方で進めていくべきだ、このように申し上げます。

また、有識者会議がまとめた論点について、それに従ってこの全体会議でやっていくというのは、極めて議会制民主主義の中で確立された一つの方法ですし、そのことにつきましても、この論点で議論するということが前回の全体会議でも認識されている、このように思っております。

また、もう一つの論点は、先ほど玉木さんおっしゃった、我々、持っている時間は少ない、そういう中でできるだけ早く合意を得るべきだ、このように申し上げたいと思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 日本維新の会さん。

○衆議院議員（藤田文武君） 維新の会の藤田文武です。

議長、副議長の御努力に感謝を申し上げますと思います。御提案いただきました進め方でおおむね賛同するところでございます。

先ほど玉木代表からもありましたけれども、時間のこと、我々、代表者として、各党を代表して出てきている者としては、重く受け止めて、認

識しながら進めることであります。先ほどありました、附帯決議から八年、それから、有識者会議からももう三年ですか、そこから、我々は先駆けて、党内のおまとめをさせていただいたのはその年にさせていただきましたが、各党から出てくるまでに約一年から二年かかりました。

こういった議論は、どこまで尽くしてもまだ足りないという議論は、それは御意見は真摯に受け止めたいと思いますが、我々、ここに参加する者が真摯に向き合って結論にたどり着こうというところで、この意見の集約の仕方の御提案については、私は、その御努力、非常に高く評価し、受け止めたいというふうに思いますので、次回以降、具体論に入って、最終の合意形成に努力をしていくということに強く賛同をいたします。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） では、自民党さん。

○参議院議員（衛藤晟一君） 女性皇族が結婚後も皇族に残る案については、内親王や女王は結婚されなかったらそのまま皇族ですから、結婚されても皇族の身分を持つということについては、おおむね大体合意しているわけですから、十分いろいろな配慮をしながら進めているんじゃないのかというふうに思います。

それから、一言言えば、立憲民主党さんはやはり大きい政党ですから、配偶者や子の身分についてということだけだけでなく配慮していると思うんですけれども、立憲民主党さんのここで言われた部分と党でまとめられた論点整理があり、論点整理では配偶者や子に身分を付与する案とし

ない案の両論で出てきているんですね。必ずしも一本に絞って出てきているわけじゃないんですね。そんな意見がありますよということが出てきているので、それに対しても、この進め方というのは十二分に配慮をした進め方ではないかと思えますので、この進め方をちゃんとやっていっていただければと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 進め方に今日は限定して。よろしいですかね。

額賀議長。

○衆議院議員（額賀福志郎君） 皆さんの言うとおりで。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） それでは、今日いただいた御意見というものを踏まえながら、衆参正副議長四者でまた相談をして、今後の会議に臨みたいというふうに思います。

それでは、次回の会議につきましては、調整の上、事務方から連絡をさせます。

改めて、関口議長も何かございますれば。

○参議院議員（関口昌一君） 大丈夫です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 長浜副議長。

○参議院副議長（長浜博行君） ございません。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） それでは、私も、やはり先送りすることができない喫緊の課題だと考えております。是非まとめるべく御協力を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

今日の会議につきましては、これで終わりたいというふうに思います。

ありがとうございました。
午後二時五十分散会